

令和4年度

(4.4.1~5.3.31)

事業計画

社会福祉法人 五十鈴会

令和4年度事業計画にあたって

コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、特に影響を受けている業界のひとつが福祉業界です。通常業務に加えて特に高齢者介護という感染によるリスクの最も高い集団をケアする私たちは徹底した感染防止対策を行う必要があるため、職員たちは、身体的・精神的に疲弊しているのが現状です。

また、利用控えや新規入所者の制限等による収入の減少もあり、施設運営においても将来への展望が見えず不安を抱かえたままの令和4年度のスタートとなりました。

については、この困難を克服するために事業の安定化を図ることを優先事項とした令和4年度事業計画を策定しました。

なかでも、徹底した感染対策を継続的に実践し質の高い介護サービスが提供できる人材と組織を築くことが、安定した運営に繋がると考えています。人材こそが最大の財産です。五十鈴会は、人材の育成に取り組む「人材力強化」を令和4年度事業計画の柱としていきます。

困難な経験を糧に五十鈴会の将来に向けてより良いサービスを確かなものにしていきたいと考えていますので宜しくお願いします。

令和4年4月1日

社会福祉法人五十鈴会
理事長 山崎 学

令和4年度 社会福祉法人五十鈴会 事業計画

1、ガバナンス体制の強化

法令や規則・規程を遵守しながら公益性の高い適正な社会福祉法人経営を可能とする組織統治（ガバナンス）を行う。

①内部管理体制の強化

- ・評議員会は法人運営の基本ルールや体制の決定と事後的な監督を行う議決機関であり、理事会は法人の業務執行に関する意志決定機関である。それぞれが監事とともに相互抑制機能を果たす。
- ・内部管理体制を強化するために、チェックシート(自己評価)による確認を定期的実施し「自らを改める組織づくり」を目指す。
- ・法人の規則・規程は、発令される法令、通知等の変更についての情報を収集して、変更が必要ならば所定の手続きをもって変更する。
- ・コンプライアンス遵守はもとより、広い意味での社会的ルールやモラルを遵守した運営を行う。

②事業運営の透明性の向上（情報公開）

- ・現況報告書及び財務諸表、役員等名簿、役員等報酬規程は、五十鈴会ホームページを通じて、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム（WAMNET）で公表する。
- ・事業計画や事業報告、現況報告書及び財務諸表、規則・規程、感染予防対策などのマニュアル等は施設内閲覧コーナーでも公開する。
- ・公開内容を社会に対し説明する責任を担う。
- ・介護サービス情報公表システムに提供しているサービス内容の報告を行う。（11月）

③財務管理

稼働率を向上させ安定した収益で財務基盤を確固たるものとする。

【経営分析】

- ・月次報告書や前年度対比収支などによる経営状況の把握と経営環境への対応能力の向上を図る。
- ・財務指標に基づく経営分析により、法人全体及び各施設、事業所ごとの経営状況を適切に把握していく。
- ・事業計画と並行し収支予算書、財務計画を立てる。
- ・固定資産管理台帳を整備し資産を管理する。

【収支】

- ・稼働率を向上させ収入増を図る。
- ・水道光熱費、消耗品、業務委託費に対する見直しを行いコスト管理する。
- ・建物、設備の経年劣化に伴う修繕や物品購入は、現状を把握し合理的な理由を持って契約事務規程を遵守しながら行う。

【会計】

- ・会計責任者および担当者が、社会福祉法人会計基準等に関する必要かつ十分な知識を有し、適正な財務諸表を作成する。
- ・会計処理に関する業務分掌や職務権限を明確にし、適正な会計処理を行う。
- ・小口現金のキャッシュレス化の促進（クレジットカード、電子マネー）
- ・補助金、交付金等は適切に申請するとともに、その執行についても法令に基づき適正に行う。

④事業管理

- ・ブランド力を強化し、選ばれる法人を目指す。
- ・市場評価に耐えうる良質な介護サービスを提供する組織となる。そのためには、適時、内部評価及び外部評価を実施し自らのサービスを見直す機会を持つ。
- ・法人及び各部署・部門において業務改善を目標に PDCA サイクルを実践し質の高い介護サービスを提供する。
- ・常に業務改善できる組織風土をつくる。
- ・事務業務マニュアルを整備していく。
- ・「自立支援型介護」、「重度化防止」、「認知症対応力向上」を重点目標とする。
- ・複数事業所を展開している強みを活かし、必要に応じて連携することで利用者のニーズに応じた包括的サービス提供体制を構築する。
- ・福祉充実残額を原資とした福祉充実計画を策定し、地域の福祉ニーズ等を踏まえた事業及び職員の処遇改善に活用していく。

⑤人事管理

- ・厚労省が定めるルールに従い新卒採用の活動スケジュールを立て人材確保に努める。
- ・勤怠管理システムを導入し給与計算システムへのデータ連携を可能にする。
- ・シフト管理システムを導入する。
- ・職員の技能の評価を適切に行い（評価者の育成）、処遇に反映させる。
- ・職員の資質の向上を図る。（具体策は後述）
- ・社会保険等の行政手続きをインターネットで完結できる環境を整備する。
- ・マイナンバー制度による個人データ（医療・介護・社会保険等）の一元管理化を見据えて、事業所として必要な準備を行っていく。
- ・年末調整のデジタル化に職員全員が対応していく。

- ・職場を活性化させるための戦略的人事異動（ジョブローテーション）を行う。

⑥リスクマネジメント、危機管理体制の構築

多様な経営リスク（災害、感染症、利用者の安全確保、人材不足、損害賠償、苦情、コンプライアンス違反、建物・設備の維持・・・）に対応できる組織を目指す。

- ・重大リスク（大規模自然災害、感染症等）発生時の対応マニュアルや事業継続計画（BCP）を、必要に応じて見直すことで最善のものを作成していく。
- ・各種災害対策及び感染対策訓練（シミュレーション）を継続的に実施する。
- ・訓練の実施にあたって、立地を活かし地域住民の参加が得られるよう地域との連携に努める。（いすずガーデン）
- ・重大リスク発生時の対応組織、役割権限、情報連絡体制（ライン、メール）を整備する。
- ・安全対策担当者は、研修を積みリスクマネジメントのスキルを身につける。
- ・災害時福祉支援リーダーを養成する。（福祉避難所）
- ・防犯マニュアルを整備する。

2、感染症対策

感染症対策の徹底を図り感染症の発生を無くすことを第一とし、発生した場合においても感染拡大を防止しながら必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する。

【感染症対策の強化】

- ・「介護現場における感染対策の手引き」及び「感染症対策マニュアル」を徹底する。
- ・感染予防対策委員会の役割を強化する。
- ・衛生委員会は「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を使用し感染予防対策を検証する。
- ・感染予防対策の研修を年に2回実施する。
- ・感染予防対策のための動画を、職員はいつでも視聴できるように各フロアPCに上げておく。
- ・感染予防対策に係る訓練（シミュレーション）を実施する。
- ・食事用テーブルにアクリルボードを設置する。
- ・職員用休憩室、食堂の感染症対策（席順、間隔、換気、除菌等）を徹底する。
- ・福祉避難所マニュアルに感染症対策の項目を追加する。
- ・感染症対策キットの在庫量、使用量、必要量を整理し備蓄する。
- ・感染が疑われたり、濃厚接触者となった職員の待機期間は、陰性であっても感染可能期間も含めて4日間は自宅で様子を見るなどのルールを設ける。
- ・新型コロナウイルス感染症発生時は、業務継続計画（BCP）に基づいて行動し施設

機能を維持する。

3、業務の ICT 化による生産性向上に関する取組み

「生産性向上に関する取組み」は、単に業務効率化・業務負担軽減を目指すべきものでなく、サービスの質の向上と働きやすさに繋げることが重要である。

【事務業務の効率化】

- ・デジタルデータに基づいて事務処理を完結させる。「紙の書類として保存」→「デジタル文書」として保存する。
- ・業務システムのクラウド化に伴い、関連システム間でのデータ連携を積極的に進め、業務の効率化を図る。
 - ア) 居宅介護支援事業所システム⇔五十鈴会居宅介護サービス事業所システム
 - イ) 介護現場タブレット⇔ケアマネジメントシステム⇔介護保険請求システム
 - ウ) 給与システム⇔会計システム
 - エ) 介護保険請求システム⇔会計システム
 - オ) 決済情報⇔会計システム
 - カ) 届出書類（勤怠等）を職員本人からスマホ等で直接入力⇔労務管理システム
- ・行政手続きは、電子申請に移行していく。
- ・年末調整は、職員が個々に電子申請する。
- ・シフト自動作成システムを導入しシフト作成業務の負担軽減を図る。
- ・ラインワークスアプリを導入し、周知・連絡・情報共有等の不備を解消する。

【介護現場】

- ・通所送迎支援システムを導入し送迎計画業務の負担軽減を図る。
- ・介護記録システムの用途を拡大する。
- ・介護記録システムに入力したデータを集計・分析しケアに繋げていく。
- ・写真や動画を活用した利用者情報を介護記録システムに上げ職員間で共有する。
- ・ナースコールと介護記録システムの連動化を図る。
- ・インカムを導入しタイムリーな情報を共有できる職場環境とする。
- ・リモート研修、リモート会議を推進していく。
- ・厚労省が運用する LIFE（科学的介護情報システム）に、いすゞ苑介護記録ソフトのデータを提出し、結果が介護現場にフィードバックされることでデータに基づく科学的介護を実現していく。

4、利用者支援の充実

高齢者の“自分らしさ”に寄り添い、一人ひとりが最後まで本人の価値観を尊重された生活が営めるようオーダーメイドのサービスを展開する。

機能訓練・口腔・栄養・認知症への取組を一体的に運用し、自立支援・重度化防止に繋げる。

①科学的介護【科学的介護情報システム LIFE の運用】

- ・利用者ごとの ADL、栄養、口腔・嚥下、認知症等に係るデータを LIFE に提出する。
- ・LIFE からのフィードバック情報を利用者ごとのケアプランや個別計画に活用し、更なる PDCA サイクルの推進でケアの向上を図る。
- ・どのような状態に対してどのような支援をすれば自立につながるかをデータ分析により明らかにし、自立支援や重度化防止に効果がある科学的に裏付けられた介護を実現する。

②相談支援

- ・コロナ禍での面会制限や行動を制限され精神的に疲労した利用者のメンタル面を支えていく。
- ・面会制限で利用者の様子が分からない家族に、ラインやメールで動画や画像を添付し状況を伝えていく。
- ・ショートやデイ利用者の在宅での生活を支援できる助言やレポート等を家族やケアマネージャーに発信していく。
- ・家族の身体的、精神的負担の軽減など、相談支援を通じてサポートしていく。
- ・人々の考え方の変化や生き方も多様化してきたことを尊重する支援を提供する。
- ・リモート相談できる環境を整え、周知、実施していく。
- ・リモート面会をサポートする。
- ・利用者の入退院を支援する。
- ・独居、老々世帯である利用者が成年後見制度を利用する際、サポートしていく。
- ・利用者の権利擁護への職員の意識の向上を図る。
- ・生活空間としてのそれぞれの入所利用者居室を整備していく。

③認知症ケアの充実

BPSD（認知症の行動と心理状態）は問題行動でなく、とても大切なメッセージとして捉えて認知症対応力の向上に努めるとともに、ケアの専門性を追求する。利用者主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく。

- ・専門資格の無い介護職員は、認知症介護基礎研修を受講する。
- ・認知症介護実践者研修、実践リーダー研修の受講者を増やしていく。
- ・苑内研修に、認知症ケアについての研修を毎年 1 回以上取り入れる。
- ・認知症の評価尺度として「NPI-NH」を使用し、BPSD の評価を行う。
- ・個別の BPSD（認知症の行動と心理状態）対応を検討しケアプランに盛り込む。
- ・BPSD への対応力を高め、認知症ケアの質の向上を図る。

- ・認知症利用者の声にならないニーズを多職種が連携し情報を拾い集めケアに繋げる。
- ・CADL（文化的日常的動作）、生活習慣、嗜好等に着眼した「いきがい、心地よさ、暮らし方等」を評価するアセスメントを作成し認知症支援に活かす。
- ・タブレット端末を利用して、認知症予防アプリに親しんでもらう。

④看取りケア

入所者の意思及び人格を尊重しながら、「苦痛無き終末」「不安無き終末」が、迎えられるよう、ターミナルケアを行うべき専門的技術を確立する。

- ・24時間の医療・看取り対応に関する体制を強化する。
- ・痛み、痒み、不快感等（褥瘡対策含む）を取り除く、または緩和するケアを実践していく。
- ・利用者・家族の意向に沿った看取りケア計画を多職種で作成し実践する。
- ・後悔のない最後を迎えるためにも、複数回の面談を行い、思いを汲み取る。
- ・ACP（アドバンスケアプランニング）の浸透を図る。
- ・看取り期において利用者・家族の意向を受けて在宅に帰る選択肢を設ける。
その際、退所後もいすず苑が行える支援を実践する。
- ・すでに看取り状態の入所申込者も受け入れる。
- ・本人、家族が望まれるのであれば、いすずガーデン及びいすず苑ショートにてても看取りケアを実践する。
- ・死別を経験した家族、関係者に寄り添うグリーフケア（深い悲しみや悲観に対するケア）を実践していく。
- ・残された時間の中で、本人の様子や言葉を書き留め、家族と職員の思いを綴る交換ノートを準備する。（希望される場合のみ）
- ・看取りケアについての苑内研修を実施する。

⑤医療的ケアの充実

重度化する入所者のニーズに合わせて、特養として実践できうる医療的ケアを拡充させていく。

- ・山崎外科内科と連携し5月と10月に定期健診を行う。
- ・山崎外科内科と連携し5月10月に胸部レントゲン検査を行う。
- ・健診結果（採血・問診・心電図等）を管理する。
- ・健診結果による対応について、今後の医療的ケアを主治医と家族が話し合い、望まれる医療を施行していく。（協力病院との連携あり）
- ・コロナウイルスワクチン接種は、今後の国の施策に伴い実施していく。
- ・11月にインフルエンザワクチン、9～10月に肺炎球菌ワクチンを接種する。
- ・利用者の急変時に365日24時間対応できるよう医療体制を充実させる。
- ・医療ケア委員会が中心となり、喀痰・吸引、経管栄養、褥瘡、人口肛門管理、血糖

測定・インシュリン投与、中心静脈栄養、在宅酸素等いすず苑で行える医療的ケアの充実を図る。

- ・介護職員による喀痰吸引従業者を増やす。→令和4年度目標6人増
- ・連携する歯科医院の指導のもと、状態に応じた口腔衛生のケアと管理を実施する。
- ・口腔ケア研修を受講し、専門的なケアが行える介護職員を育成する。
- ・褥瘡の発生予防のための管理（評価、発生予防、状態改善等）を強化する。
- ・褥瘡予防マットレスを購入する。
- ・足浴、手浴を施行することで循環を促す。→むくみ改善

⑥自立支援と重度化予防における利用者それぞれの機能訓練強化

- ・主治医の医学的評価に基づき三月に一回、廃用症候群や寝たきり防止等に係る支援計画を作成する。
- ・口腔機能・摂食嚥下機能訓練を行うことで、機能の維持・向上を支援する。
- ・山崎外科内科の理学療法士といすず苑の介護・看護職員とが協働して個別機能訓練計画を作成し実施する。
- ・ICTの活用により、リモートにおいて当該理学療法士が利用者の状態の把握・評価が行えるよう環境を整備する。
- ・寝たきりの利用者は、主治医、理学療法士等の指導のもと、離床を促し座位保持できるよう支援する。
- ・拘縮予防に効果のある可動域訓練やマッサージを行う。
- ・拘縮予防と褥瘡予防を両立させる。
- ・トイレ、食事、入浴など日常生活の中で効果的に生活リハビリを行う。

⑦栄養マネジメント

- ・利用者ごとの状態に応じた栄養管理を実施する。
- ・利用者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整を行う。
- ・食事の観察（ミールラウンド）を週3回以上行う。
- ・低栄養状態のリスクが高い利用者に対し、医師、管理栄養士、看護・介護職員等が共同して栄養ケア計画を策定、実施する。
- ・傾眠・失認・失行・拒否・興奮・早食い等で食事摂取困難な利用者に対し、ミールラウンドと多職種連携で栄養ケア計画を策定、実施する。
- ・看取り期における栄養ケアの充実を図る。（食べたいものを安全な状態で提供）
- ・褥瘡改善のための栄養管理を進めていく。
- ・とろみ剤の使用方法を画一的なものから利用者ごとの状況に合わせた用い方に変更していく。
- ・不足する栄養成分（鉄・カリウム・亜鉛・ビタミン等）を補う栄養補助食品の情報を集め個別の栄養ケアに取り入れていく。

5、人材育成と職場環境の整備

介護は高度な対人サービスである。これらを担う職員たちが高い専門性と人間性（思いやり、公共心、倫理観、規律性、協調性等）を育むよう育成していく。

働きがいと働きやすさが両立し、継続して働くことができる職場を整備していく。

①人材育成

- ・組織やチームの一員としての意識を高め、同じ目的に向かって働くことで帰属心を育てる。
- ・職員別研修計画を策定する。
- ・トップダウンでなく自分たちで取組む業務改善を実践しPDCAサイクルを習得する。
- ・実習形式の研修や勉強会で実践力を培う。
- ・利用者ニーズに対応できる職員を目指し学習の機会を設ける。
- ・多職種が参加するカンファレンスに参加し問題解決について学ぶ。
- ・接遇に特化したマンツーマン指導を行う。
- ・キャリアアップのための個人面談の機会を多く持つ。
- ・チームケアを通じて他者とのコミュニケーション能力や協調性を向上させる。
- ・五十鈴会が求めるリーダー像や役割を学ぶ。
- ・エビデンスが説明できる指導を行う。

【内部研修】

- ・感染対策、非常災害対策、事故防止、虐待防止・高齢者の権利擁護、身体拘束廃止、個人情報保護、褥瘡対策、看取りケア、認知症対応等の内部研修を行う。研修内容にシミュレーションを取り入れる。
- ・社会人として、高齢者福祉を担う専門職としての倫理観を見直す機会や研修を設ける。
- ・新人職員及び介護・看護技術未習得者への指導マニュアルを整備するとともにメンターエルダー制度を実践する。必要に応じて異動時にも適用する。（担当：指導・教育委員会）
- ・喀痰・吸引研修の現地研修を苑内で行い資格取得に繋げる。
- ・利用者の疾患についてユニット単位の勉強会を持つ。
- ・利用者が服用している薬剤についてユニット単位で勉強会を持つ。
- ・利用者の採血結果についてユニット単位で勉強会を持つ。
- ・ユニットのパソコンに研修動画を上げていく。（担当：研修委員会）

【外部研修】

- ・介護労働安定センター、三重県社会福祉協議会等が主催する喀痰・吸引等研修を受講する。

- ・認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修を受講する。
- ・医療・福祉系の資格を有さない職員は、認知症介護基礎研修を受講する。
- ・キャリアパス対応生涯研修（初任者コース、中堅職員コース、チームリーダーコース）を受講する。
- ・外部研修後は現場にフィードバックしていく体制を構築する。（担当：研修委員会）
- ・リモート研修で、多くの職員が多様な研修を受講していく。（担当：指導・教育委員会）
- ・老協内の施設が参加するグループワークで学ぶ。

【管理職研修】

- ・リーダークラスは順次、ユニットリーダー研修を受講していく。
- ・リーダー及びリーダー候補は、マネジメント能力の向上を目的とした研修を受講する。
- ・スタッフの指導・育成方法を学ぶ。
- ・施設運営・サービス推進・職員管理・労務管理、財務管理を担う主任、管理職はこれらを対象とした研修を受講する。

②快適な労働環境の整備（安全衛生）

職員が健康で安全に働くことが、質の高いサービス提供に繋がる。そのような職場環境を整備するとともに労働災害の発生を防止する。

多様な職種、職務形態、年代の職員が働きやすい環境を整備する。

- ・4S（整理、整頓、清掃、清潔）シートの活用により職場を快適に保つ。
（担当：環境整備委員会）
- ・職員健康診断等を年に2回実施する。
- ・職員のインフルエンザ予防接種等の費用補助を行う。
- ・コロナウイルスワクチン接種は、今後の国の施策に伴い実施し費用補助を行う。
- ・必要に応じてコロナウイルス感染症に係るPOC検査を行い費用補助する。
- ・ストレスチェックを実施（10月頃）する。
- ・産業医によるメンタルヘルスケア及び健康相談窓口を設置する。
- ・職員の健康確保措置の実施状況を把握（衛生管理者）し、県派遣の保健師の個別指導を受ける機会を設ける。
- ・産業医を中心とした衛生委員会活動を行う。（月1回委員会開催）
- ・衛生委員会から職員へ安全衛生教育を定期的に発信していく。（回覧ファイル）
- ・腰痛対策としてノーリフトケアを推進していく。（効果的な福祉機器の購入）
- ・子育て支援のためのけいゆう塾保育園との契約を継続する。
- ・業務の負担軽減のためのICT化を推進する。
- ・えるぼし認定（女性の活躍推進に関する状況が優良な事業主への認定）の取得を

目指す。

- ・いすず苑が三重県に認定された「みえ働きやすい介護職場取組宣言」についてのPR活動を推進する。(令和4年9月30日まで)
- ・ハラスメント対策(職場におけるセクシャルハラスメント、職場におけるパワーハラスメント)を周知徹底する。
- ・休憩場を整備する。

③職員の処遇

- ・6日以上の有給休暇取得(年次有給休暇管理簿の作成)と時間単位有給休暇も可とする。
- ・男性職員の育児休暇取得を奨励する。
- ・残業時間(ミーティング、委員会、研修を含む)は、月10時間を限度とし労働時間の適正管理に努める。
- ・同一労働同一賃金の法令を遵守し、このことに資する環境を整備していく。
- ・雇用形態の多様化に対応又は働き方を職員に提案していく。(夜勤の回数等)
- ・出産後及び入院治療後の職場復帰を支援する。(体力的な負担対策、法人内研修の資料送付、イベント案内、復職前の面談等)
- ・伊勢けいゆう塾保育園と提携し、利用する0歳から2歳までの職員の子供の保育料を一定額支援し、仕事と育児の両立を応援する。
- ・アウトソーシングによる法人向け福利厚生サービスをリニューアルする。
- ・処遇改善支援補助金による手当を支給する。
- ・評価制度による賞与を支給しモチベーションに繋げる。
- ・初任給及び基本給を見直していく。

6、施設設備整備

- ①法定点検：国が定める法定点検を適切な時期に行い、より安全な建物と設備を維持していく。
- ②経年劣化による設備修繕を順次行っていく。その際、状況、状態を精査し合理的な理由をもって予算に計上し、契約事務規程を遵守しながら購入又は契約を行う。
- ③PHSサービスの終了に伴いいすず苑内で使用する端末通信機器を買換える。
- ④耐用年数を越えた交換機が複数あるため、集約したうえでビジネスフォンを更新する電話回線基盤等電話設備改修を行う。
- ⑤介護現場の気になる臭いに消臭対策を講じる。
- ⑥苑庭の樹木を剪定し美化に努める。

7、地域社会との連携及び公益的な取組み

【地域貢献及び連携】

- ・五十鈴地区地域包括支援センターと連携し地域のネットワークづくりを進める。
- ・四郷地区まちづくり協議会の賛助会員として地域の活動に参加する。
- ・コロナ感染収束後は、いきいきサロンを再開し地域との交流を深める。
- ・福祉充実残額を原資とした福祉充実計画を策定し、地域の福祉ニーズ等を踏まえた事業を展開していく。
- ・緊急を要する事案に対しスムーズな受け入れができる組織となる。
- ・土日、祝日、盆正月等にも相談や受け入れの対応ができる職員配置に努める。
- ・「災害時要援護者支援活動」を地域にアピールしていく。
- ・障がい者サポーター団体としての活動を展開する。
- ・地域ケア会議に職員を派遣するなど伊勢市の福祉行政に対し積極的に協力していく。
- ・三重県災害派遣福祉チーム（三重県 DWAT）に職員を登録する。

【福祉教育】

- ・小学生、中学生の職場体験を受け入れる。
- ・高校生、大学生の実習カリキュラムを受け入れる。
- ・職業体験を目的としたインターンシップを受け入れる。
- ・准看護学生実習を受け入れる。
- ・地域向けの介護教室を開催する（車いすの操作方法、在宅介護）。
- ・地域の学生に「地域福祉・介護」への興味・就労意欲を働きかける機会を持つ。

【低所得者支援】

- ・介護保険サービスの利用者負担額軽減。（社福減免）

【事業所の取組】

- ・コロナ感染症クラスターが発生した高齢者施設へのマスク、防護服等支援。（いすず苑）
 - ・就労施設と契約する。（物品買い取り、段ボール回収等）（いすず苑）
 - ・会議室や展示等のスペースの無料貸出しを行う。（写真サークル等）（いすず苑）
 - ・地域へ福祉用具等の無料貸出しを行う。（いすず苑）
 - ・介護・医療連携推進会議を開催する。（いすずガーデン）
 - ・地域密着型サービス運営推進会議を開催する。（いすずガーデン）
 - ・移動販売車両を敷地内に受け入れ地域に開放する。（いすずガーデン）
- お・法人資源を利用し地域のコミュニティ拠点となり、親しみやすい場所づくりを計画していく。（いすずガーデン）

8、防災拠点としての機能強化

施設の防災機能を強化し、利用者、被災者及び職員の安全確保を第一とした多様性に配慮できる地域の防災拠点となるよう努める。

①防災体制の強化

非常時には、迅速、適切な対応等ができる体制を構築する。

- ・防災設備の点検管理を定期的に行う。
- ・全室にタンスストッパーによる家具転倒防止対策を講じる。
- ・災害時に必要となるそれぞれの書類様式を整理する。
- ・伊勢市防災サポーターとしての活動に積極的に参加していく。
- ・非常災害対策計画を見直し、避難確保計画を整備する。
- ・避難訓練を定期的を実施する。
- ・BCPの沿った訓練（シミュレーション）を実施する。訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるように努める。
- ・BCP（事業継続計画）を随時、見直す。

②非常時の福祉避難所開設

地域の福祉避難所としての機能強化を図る。

- ・福祉避難所開設・運営マニュアルに感染対策項目を追加する。
- ・地域の要支援者受入体制を整備する。
- ・地域の防災組織との連携を図る。
- ・在宅サービス（通所、短期入所）を利用している「独居高齢者」及び「高齢者のみ世帯」の名簿を作成する。→災害時の行動計画を検討する。
- ・災害時福祉支援リーダーを養成する。

③備蓄品・防災用品

- ・備蓄されている飲食料品を適正に保存管理する。
- ・業務継続に必要な資材及び消耗品等は、随時数量を把握し、日常的に消費しながら管理する。
- ・備蓄品、防災用品の内容を充実させる。（予算への計上、展示会視察）

④ライフライン等の点検

ライフラインが寸断された場合の対策を検討、準備していく。

- ・非常用自家発電機の定期的な検査及び緊急時に問題なく使用できるよう性能を把握する。（負荷運転実施）
- ・非常用自家発電機の拡充を検討する。（効果、機種、燃料、価格、補助金等を調査していく）
- ・ソーラー充電器を購入する。（スマホ充電、喀痰・吸引器等の使用）
- ・十分な数の懐中電灯やランタン等を用意していく。

- ・石油（灯油）ストーブ等の代替暖房器具の燃料を必要量常備し安全に保管する。
（安全な保管方法の確認）
- ・非常時に貯水槽からの給水がスムーズに行えるよう手順書を作成する。
- ・東邦ガスとの「移動式ガス発生設備」による臨時供給契約を継続する。

事業所別基本方針・事業計画

令和4年度社会福祉法人五十鈴会事業計画に則り、事業所別にそれぞれ基本方針を定め、事業計画を以下の通りとする。

【いすず苑拠点】

特別養護老人ホームいすず苑

【基本方針】

- ・科学的に効果が裏付けられた質の高いサービスを提供していく。
- ・利用者一人ひとりの「自分らしさ」やニーズに合わせた個別ケアを提供していく。
- ・自立支援・重度化防止（機能訓練、口腔ケア、栄養マネジメント、認知症ケア、褥瘡マネジメント等）の取組を推進していく。
- ・感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を整備する。

【事業計画】

- ①感染症の発生及びまん延等の対策を徹底する。
- ②感染症及び非常災害事業継続計画に沿って、研修の実施、訓練を実施する。
- ③昨年導入された介護記録システムにて、職員間の情報共有をスムーズに行い記録されたデータを活用することで介護の生産性向上に繋げていく。
- ④LIFEの収集項目（ADL、口腔、栄養、認知症等）についてフィードバックを受け、それに基づいたケアを検証しケアプランに反映、PDCAサイクルの推進を図る。
- ⑤看取り介護の実施に必要な知識と技術を習得する。本人の意思決定を基本とし家族の気持ちに寄り添ったケアを実践する。
- ⑥「不適切ケアゼロ宣言」及び「身体拘束ゼロ宣言」の理念に基づき、利用者の尊厳を守りケアの質の向上に努める。
- ⑦接遇マナーの向上や思いやりのある人間性を育み、利用者の立場に立った個別支援が実践できる職員を育成していく。
- ⑧個々の利用者の認知症の状態に応じた専門的ケアを行う。
- ⑨多職種カンファレンス会議を充実させ、チームで個別ケアを実践するとともにユニットケアの特徴を活かした介護サービスを提供する。
- ⑩安定したベットコントロールを行う。

短期入所生活介護事業いすず苑（予防を含む）

【基本方針】

- ・利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続し充実したものとなるよう支援していく。
- ・自立支援と重度化防止を目的とした介護予防サービスを提供し、利用者のQOLの向上を図る。
- ・利用中の本人の様子をアセスメントし、家族やケアマネージャーに居宅生活の助けとなるような支援を提案していく。

【事業計画】

- ①感染症の発生及びまん延等の対策を徹底する。
- ②新型コロナウイルス感染症における短期入所生活介護事業所としてのBCPを策定する。
- ③稼働率100%を目標とする。
- ④緊急時利用への対応、突発的な利用追加希望への対応を強化する。
- ⑤併設特養との連携を強化し、空床利用の受入れを行う。
- ⑥家族介護者の負担軽減や休息などを目的としたレスパイト利用を提案し、短期入所生活介護事業所としての社会的な役割を担う。
- ⑦利用者の居宅生活環境に可能な限り近づいたケアを提供する。
- ⑧デイサービスとも連携を図り、在宅での生活に即した助言、レポートを家族やケアマネージャーに発信していく。
- ⑨重度要介護者、医療依存度の高い利用者を積極的に受入れる。
- ⑩より利用者の自立支援等に資する機能訓練を提供する。
- ⑪個々の利用者の認知症の状態に応じた専門的ケアを行う。
- ⑫「不適切ケアゼロ宣言」及び「身体拘束ゼロ宣言」の理念に基づき、利用者の尊厳を守りケアの質の向上に努める。
- ⑬タブレットを使ったレクリエーションを提供する。
- ⑭接遇マナーの向上や思いやりのある人間性を育み、利用者の立場に立った個別支援が実践できる職員を育成する。
- ⑮誰でも担当者会議や契約など対外的業務に対応できるようレベルアップを図る。
- ⑯昨年導入された介護記録システムにて、職員間の情報共有をスムーズに行い記録されたデータを活用することで介護の生産性向上に繋げていく。
- ⑰個人情報の取扱規程を理解し、個人情報の秘密保護を遵守する。
- ⑱送迎中に被災した場合を想定し、避難マニュアルを作成する。

【基本方針】

- ・可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行う。
- ・家に引きこもりがちになる高齢者がデイサービスを利用することで、集団活動によって社会的孤立を解消し、生活に「ハリ」と「リズム」をつくってもらおう。

【事業計画】

- ①感染症の発生及びまん延等の対策を徹底する。
- ②コロナウイルス感染症における通所介護事業所としてのBCPを策定する。
- ③稼働率90%を目標とする。
- ④全ての職員が収益確保、経費節減意識を持ち、業務改善及び事業所収支の改善に繋げていく。
- ⑤加算を算定するための要件をクリアする。(毎月チェック)
- ⑥LIFEの収集項目(ADL、口腔、栄養、認知症等)についてフィードバックを受け、それに基づいたケアを検証しケアプランに反映、PDCAサイクルの推進を図る。
- ⑦利用者の居宅を訪問し居宅での生活状況を確認し支援に繋げる。(入浴、機能訓練)
- ⑧ショートとも連携を図り、在宅での生活に即した助言、レポートを家族やケアマネージャーに発信していく。
- ⑨重度要介護者、医療依存度の高い利用者を積極的に受入れ、地域包括ケアの一翼を担う。
- ⑩より利用者の自立支援等に資する機能訓練を提供する。
- ⑪いすず苑オリジナル機能訓練プログラムを提供する。
- ⑫昼食前は嚥下機能訓練、食後は口腔ケアを行い、口腔機能低下を早期に確認(口腔スクリーニング)し適切な管理等を行う。
- ⑬認知症対応にユマニチュードケアを取り入れる。
- ⑭タブレットを使ったレクリエーションを提供する。
- ⑮管理栄養士と介護職員等の連携により栄養アセスメントに取組み支援に繋げていく。
- ⑯病気の予防にも配慮し、その都度適切なアドバイスを行うとともに、体調や健康状態に変化があるときには、家族等関係者への連絡・情報提供を行う。
- ⑰「不適切ケアゼロ宣言」及び「身体拘束ゼロ宣言」の理念に基づき、利用者の尊厳を守りケアの質の向上に努める。
- ⑱送迎中に被災した場合を想定し、避難マニュアルを作成する。

- ⑱デイサービス利用中の事故・病状急変時等対応マニュアルを作成する。
- ⑳福祉車両の操作手順等を見直し、送迎マニュアルを現状に即したものに改訂する。
- ㉑車両の計画的なメンテナンスを実施する。
- ㉒個人情報の取扱規程を理解し、個人情報の秘密保護を遵守する。
- ㉓接遇マナーの向上や思いやりのある人間性を育み、利用者の立場に立った個別支援が実践できる職員を育成する。
- ㉔通所送迎支援システムを導入しエリアごとの効率的な配車とシフト調整を行う。

【いすずガーデン拠点】

サービス付き高齢者向け住宅いすずガーデン

【基本方針】

- ・安心、安全で自分らしく過ごせる“終の住処”としてのいすずガーデンを目指す。
- ・地域包括ケアの拠点となるよう、いすずガーデンの役割を認識し行動していく。

【事業計画】

- ①稼働率：100%を目標とする。
- ②感染症の発生及びまん延等の対策を徹底する。
- ③コロナ禍での面会制限や行動を制限され精神的に疲労した入居者のメンタル面を支えていく。
- ④面会制限で入居者の様子が分からない家族に、ラインやメールで動画や画像を添付し状況を伝えていく。
- ⑤苦情受付、非常災害、施設設備故障などのリスク対策を講じる。
- ⑥必要に応じて入退院支援を行う。
- ⑦地域を繋ぐ拠点となるよう関係機関に働きかけていく。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所いすずガーデン

【基本方針】

介護と看護が連携し、24時間365日、必要なサービスを必要なタイミングで提供し生活のリズムに合わせたケアを実践する。

【事業計画】

- ①感染症の発生及びまん延等の対策を徹底する。
- ②コロナウイルス感染症における定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所としてのBCPを策定する。
- ③訪問介護・介護予防訪問介護との連携あるいは一体的な運営を図る。
- ④居宅介護支援事業所や訪問看護ステーション・ご家族との連携・情報共有を図り、支援向上に繋げる。
- ⑤「利用者のできること」を引き出す自立支援型介護を実践していく。
- ⑥利用者の現病、既往歴、処方、採血結果等を管理し、食事量・体重・体調観察等で、利用者の変化に気づくスキルを身に付ける。
- ⑦日中・夜間とも緊急時に適切な対応ができる体制を整備する。
- ⑧接遇マナーの向上や思いやりのある人間性を育み、利用者の立場に立った個別支援が実践できる職員を育成する。
- ⑨「不適切ケアゼロ宣言」及び「身体拘束ゼロ宣言」の理念に基づき、利用者の尊厳を守りケアの質の向上に努める。
- ⑩効率的な定期巡回訪問やシフト調整を行う。
- ⑪守秘義務について確認し、個人情報の取扱いに留意する。
- ⑫LIFE（科学的介護情報システム）にデータを送る。

訪問介護・介護予防訪問介護事業所いすずガーデン

【基本方針】

介護を必要とする利用者が、自身の能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようサービス提供に努める。

【事業計画】

- ①感染症の発生及びまん延等の対策を徹底する。
- ②コロナウイルス感染症における訪問介護・介護予防訪問介護事業所としてのBCP

を策定する。

- ③定期巡回・随時対応型訪問介護看護との連携あるいは一体的な運営を図る。
- ④利用者の状態や変化を適時に捉えアセスメントし、サービス提供責任者を通じてケアマネージャーに報告することで支援向上に繋げる。
- ⑤「利用者のできること」を引き出す自立支援型介護を実践していく。
- ⑥接遇マナーの向上や思いやりのある人間性を育み、利用者の立場に立った個別支援が実践できる職員を育成する。
- ⑦「不適切ケアゼロ宣言」及び「身体拘束ゼロ宣言」の理念に基づき、利用者の尊厳を守りケアの質の向上に努める。
- ⑧守秘義務について確認し、個人情報の取扱いに留意する。

地域密着型通所介護・介護予防通所介護事業所いすずガーデン（総合事業を含む）

【基本方針】

地域密着型サービスとして「これまでここに暮らしてきた。これからもここで暮らしたい。」を支え、地域の方々が身近な場所でサービスを利用してもらえるよう努めるとともに、地域に根差した活動等を実践していく。

【事業計画】

- ①稼働率 80%とする。
- ②感染症の発生及びまん延等の対策を徹底する。
- ③コロナウイルス感染症における地域密着型通所介護事業所としての BCP を策定する。
- ④全ての職員が収益確保、経費節減意識を持ち、業務改善に繋げていく。
- ⑤加算を算定するための要件をクリアする。（毎月チェック）
- ⑥LIFE（科学的介護情報システム）にデータを送る。
- ⑦LIFE の収集項目（ADL、口腔、栄養、認知症等）についてフィードバックを受け、それに基づいたケアを検証しケアプランに反映、PDCA サイクルの推進を図る。
- ⑧「利用者のできること」を引き出す自立支援型介護を実践していく。
- ⑨昼食前は嚥下機能訓練、食後は口腔ケアを行い、口腔機能低下を早期に確認（口腔スクリーニング）し適切な管理等を行う。
- ⑩重度要介護者、医療依存度の高い利用者を積極的に受入れ、地域包括ケアの一翼を担う。
- ⑪年間を通じて季節感を味わって頂けるような雰囲気作りや趣味等に配慮したレク

リエーションを提供する。

- ⑫「不適切ケアゼロ宣言」及び「身体拘束ゼロ宣言」の理念に基づき、利用者の尊厳を守りケアの質の向上に努める。
- ⑬接遇マナーの向上や思いやりのある人間性を育み、利用者の立場に立った個別支援が実践できる職員を育成する。
- ⑭通所運営推進会議において地域の多様なニーズをくみ取り地域貢献策を検討する。
- ⑮デイサービスを利用中の事故・病状急変時等対応マニュアルを作成する。
- ⑯送迎中に被災した場合を想定し、避難マニュアルを作成する。
- ⑰
福祉車両の操作手順等を見直し、送迎マニュアルを現状に即したものに改訂する。
- ⑱車両の計画的なメンテナンスを実施する。